

み笑ひ、あな笑止我夢ばかりもさる覺えなし、人違ひして後悔せそと  
ありければ、忠兵衛進み出で、いかに陳すとも迎も叶はぬ所なり、卑  
怯のことないひそ。是まで汝が爲に命を失ひ、財を奪はれしもの幾件  
ぞや、さる積惡の餘殃、子兒八左衛門に報ひ来て、家が爲に命をおと  
せりとは知らであるべし。年老て子を失ひ獨夫となれば、世に樂みも  
あるまじきに、如じ心よく忠三郎に討れ、孝子の志を果させば、其  
善根により少しは罪もうすらひて、未來の苦難も輕かるべきにと云へ  
りければ、丑太これを聞くよりも齒を切み怒をなしつ。やよ何とか云  
ふ汝家兒八右衛門を殺せりとや、いでく其恨みを報ゆべし。と佩び  
たる朴力を抜きはなち、忠兵衛目がけ切つてかゝれば、心得たりと拔  
合せ、火花を散らし切結べば、忠三郎諸共に討つてかかるを、丑太こ

れを事ともせず、二人を相手に戦ひしが、這方は六十にあまる老の身  
なれば、何とてよく勝つことを得べき、漸々に氣力衰へ、終に忠三郎  
が打つ太刀を受損じ、肩の尖りをしたゝかに斬付けられ、ひるむ處を  
忠兵衛がたゝきつけて打つ太刀に、淺手深手を數多所負しかば、さす  
がの丑太もたまりかね、尻居にどうと倒るゝ處を、忠三郎得たりやあ  
ふと刀ぶりあげ、斬らんとするを丑太聲かけ、はやまりぬ暫ばし待ち  
て給はれ、云ふべきことのありそとあるに、忠三郎其手を止め、今に  
及びて何ごとをか云ふ、丑太苦しき息を衝き、懺悔には幾許の罪も亡  
ふといへば、死ぬる今端に我身の惡行を聞こゆべきに、敵ながらもこ  
の一件を諾ひ給はれと、懷より杜鵑の香爐を出して云へりけるは、わ  
れももとは當國にて武士の數にも入りし身なりしかど、酒色を好み終

に主の勘氣を蒙り、浪の身となり、便るべき方なく、従弟なるもの天王寺の樂人、進の何某といふものなりしを、頼まばやと妻を供して彼所に行かんと、帶解寺の前に來りつるに、其頃妻孕りてありしが猛に産の氣つきて、雙生兒を產りしに妻は驚きて其儘歿命ぬ。生めりし子を看るに、一人とも男子なりしかば、如何もして養育たくはあれど、妻には後れ浪のたつきなき身に、二人の子を養はんはいと心苦しく、一人をば其所に捨置き、せめてはと一人を懷にして、進の何某がもとに至り頼み聞えしに、彼人憐みてかくまひおけるに、性質の癖は止がたく、進が妻は容貌よき女なればそれに懸想し、心さまのほどを聞えけれど、女の志氣たゞしく露肯はざれば、若し夫に告げやすると惡心發り、殺害せばやと思ひつれど、爵せば我身刑に逢はんことをおそれ、

密に夫婦を毒害し、其家にある金銀を奪ひ、さあらぬさまで其所を立去り、筑紫の方に纔の知音あればこれを便り、彼所にあること十年あまりなり。その内に一子をば、大内家に給仕させぬ。然るに浪のうちの生營なきまゝに、終に綠林の群に入りぬ。その後故郷大和に來り、桃尾山に幽棲み、盜人の棟梁とはなれり。然るに人の噂するを聞くに、前に捨てたりし子は帶解寺の住侶の情によりて健やかに生立ち、終に彼寺の住職せしが、是も我に似たりけん、女犯のことにつき寺を走りしと聞きたるなり。今は如何になりつるやらん、さて此香爐は爾ののことにて奪ひ得たりと、蕭七を害せることよりして、貞輔の亡靈に出會ひいたく苦しみつることを詳に語り聞え、かかる名譽の寶なれば、然るべき御寺に納め、某が後世を弔ひ給はれ。と慇懃に頼み聞こゆれ

古乃花双紙（梅川忠兵衛）



一九六



卷ノ三

一九七

ば、人<sup>ひと</sup>とは丑太<sup>ちうた</sup>が懺悔<sup>ざんくわい</sup>に、八右衛門<sup>やさむら</sup>と寂巖<sup>じやくわん</sup>が出身<sup>しゆしん</sup>を知り、且つ其善心<sup>そのせんしん</sup>になるを不便<sup>ふびん</sup>におもひ、忠兵衛<sup>ちゅうびやうゑ</sup>すゝみより、梅川古<sup>はな</sup>の花たりしとき、寂巖<sup>じやくわん</sup>これに思<sup>おもひ</sup>をかけ、佛<sup>ほとけ</sup>を餌<sup>あさみ</sup>にし欺<sup>あざむ</sup>き奪<sup>うば</sup>はんとせしかど、事<sup>こと</sup>ならずして寺<sup>てら</sup>を走りたることよりして、秋しく山にて出會<sup>いであ</sup>ひ、終に死したることを詳<sup>つきぢらか</sup>に語<sup>かたりし</sup>らすに、丑太<sup>ちうた</sup>は深手<sup>ふかで</sup>に氣もくれ、心も消えて絶入りぬべう見えしが、我子<sup>わがこ</sup>の體<sup>てい</sup>たらくを聞き頻りに涙<sup>なみだ</sup>を流し、思ひきや親<sup>おや</sup>ひ子<sup>こ</sup>といひ、おん身<sup>みみ</sup>たちに殺<sup>ころ</sup>さるべしとは、これみな我惡因<sup>わがあくいん</sup>によりて斯<sup>か</sup>くなると思<sup>おも</sup>へば、是自業自滅<sup>じごうじめつ</sup>なり。さらに人<sup>ひと</sup>を恨<sup>うら</sup>むべきにあらずと、云<sup>い</sup>ふ聲<sup>こゑ</sup>さへも細<sup>ほそ</sup>やぎて、終にはかなくなりたれば、忠三郎<sup>ちゅうさんろう</sup>も忠兵衛<sup>ちゅうびやうゑ</sup>も猛<sup>たけ</sup>き心<sup>こころ</sup>の少<sup>すこ</sup>しつたゆみし折<sup>ぞり</sup>から、處女<sup>むちゅう</sup>をつれたる男<sup>をとこ</sup>の、木蔭<sup>こひかげ</sup>より顯<sup>あらは</sup>れ出づるに、人<sup>ひと</sup>驚<sup>おどろ</sup>くなかにも忠兵衛<sup>ちゅうびやうゑ</sup>、これを見るに我家店<sup>わがいえ</sup>、彦六<sup>ひこ</sup>が園<sup>その</sup>

女<sup>め</sup>を俱<sup>とも</sup>したるにありしかば、いと不審呆<sup>ひきり</sup>れて言葉<sup>ことば</sup>なし。彦六<sup>ひこ</sup>涙<sup>なみだ</sup>ながらに、忠兵衛<sup>ちゅうびやうゑ</sup>にむかひ、おんみ義<sup>ぎ</sup>によりて斯<sup>か</sup>くならせ給<sup>たま</sup>ふとは知りつれど、この故<sup>ゆゑ</sup>をもて、妙閑<sup>めうかん</sup>は所の長<sup>ところ</sup>がもとに囚<sup>とら</sup>はれとなりぬ。と言<sup>い</sup>出<sup>で</sup>て、道芝<sup>みちしば</sup>が病死<sup>びやうし</sup>、園女<sup>その</sup>が貞節<sup>ていせつ</sup>の志氣<sup>じき</sup>あるにより、こゝに誘引來<sup>ひざなひき</sup>つる本末<sup>ほん</sup>をおちもなく物語<sup>ものがたり</sup>れば、忠兵衛<sup>ちゅうびやうゑ</sup>はこれを聞き慚愧<sup>ざんくわい</sup>しつゝそぞろに涙<sup>なみだ</sup>さしぐませ、とかふの回應<sup>ひよへ</sup>なかりけり。忠三郎<sup>ちゅうさんろう</sup>は母<sup>め</sup>が死<sup>し</sup>を聞き、忽ち聲<sup>こゑ</sup>を放つて嘆<sup>なげ</sup>きたりける。梅川<sup>うめがわ</sup>は此光景<sup>み</sup>を見るに、みなおのれよりおこると思<sup>おも</sup>へば、只顧<sup>ひたゞむ</sup>身の上<sup>う</sup>を悔ひ恨み、涙<sup>なみだ</sup>に袂<sup>たもと</sup>を露<sup>あらわ</sup>せり。彦六<sup>ひこ</sup>再び聞<sup>きこ</sup>けるは、園女<sup>その</sup>主<sup>ぬし</sup>おん身<sup>み</sup>に環會<sup>かんくわい</sup>ひ給<sup>たま</sup>んと、帶解<sup>おびとき</sup>の地藏尊<sup>じぞうそん</sup>に祈<sup>いの</sup>りをかけ給<sup>たま</sup>ひ、今日七日<sup>けふ</sup>に満<sup>み</sup>つる日<sup>ひ</sup>なれば、經<sup>きょう</sup>など讀<sup>読み</sup>思<sup>おも</sup>ひの外<sup>ほか</sup>に隙<sup>ひま</sup>どり、今歸<sup>かへ</sup>り給<sup>はん</sup>はんと此地方<sup>このところ</sup>に來り給<sup>へ</sup>るに、人<sup>ひと</sup>の白刀<sup>しらば</sup>を抜<sup>抜</sup>ゆるを看<sup>み</sup>、過<sup>あや</sup>ちあ

りてはと、木蔭に潛居て窺ふに、おん身と忠三郎とのとにて、一人の男を討留めんとし給ふなれば、出て力を助けまゐらせんと思ふうち、敵は切伏せられそれが懺悔するを聞くに、進の何某といひしは、園女の實の父親におはすなり。又其香爐は進の家の重寶にて、世に知られたる名器なるを、園女主、蕭七がもとにおはすとき、俱に彼家に來りしを、蕭七奈良に預け置けるよしなりしが、さては這回東山殿名器を集め給ふとありしを聞き、奈良より取りて歸るを奪はれしならん、なにまれその旅人の屍を見てしらん。とその所邊を探すに、とある叢の裡より血にまみれたる髑髏を探し出したり。月影にすかし看れば、まがふかたなき蕭七なれば、園女は驚きまどひ、そぞろ涙にくれつるが、やをら言出でけるは嗚呼あじきなの世中や、父母といひ養育せら

れし叔父までも、丑太が爲に非命の死をなし給ふこと、おもへば無念の次第かな、女子のいはれざること、人との思ひ給はんは心苦しけれど、重るあだを間の邊り看ながら、何とてたゞに過ぎなんや、願はくは一太刀は恨まし給へとかきくどくに、忠兵衛も忠三郎も、これに心を勵まされ、實に道理なりと一の太刀をば忠三郎、二の太刀をば園女、三の太刀をば忠兵衛と定め、丑太が屍を二段となし、其首をもて、貞輔、進夫婦、蕭七等が靈を祭り各袖をば霧しけり。其時忠兵衛、彼香爐をもて、園女に返し與へて言へりけるは、おん身我がいたづらなる心を恨み給はでなかくに、女の道を盡し給ふ心ばへの程憐に感入りて候なり。豫て知り給ふごとく、我は人殺の罪あれば、とても存命べき身にもあらねば、これより直に都に登り、自ら市守に訴出でて其

罪に伏し、妙閑の囚はれを救はんと思ふなり。おん身と我とはたゞ夫婦の約をしあるまでなれば、他に嫁ぎ給ふとも誰か怪み誹謗べき、我に心を残し給はで、如何なる人の妻ともなり、身を全ふして天年を終へ給へ、この寶はおん身の家の重寶なれば、疾く持行き給へとありけるを、園女は聞くより伏沈み、聲のかざり歎きしが、やゝありてこは難面ことを聞え給ふものかな、まだ巾擲はとらざれど、既に納采を受けたればおん身の妻なり。さるを異夫を持つて、不義の榮を負るべき、まひて夫のつみせられんと行き給ふを、などやよそに看果てらるべき。奴家も市守の廳に出て、夫の罪に換らんことを訴へん。と思ひ込みたる光景を、忠兵衛さまゝに諫むれば、園女なかくうち恨み自害すべく看えたるを、梅川慌忙くひきといめ、こは何事をかし給ふ。思ふ

に奴家があだなる心を悪しと思ひ、さはし給ふにや、しかおぼすは道理ながら、忠兵衛どのとなれまゐらせしには、ふかき縁故あれど、斯くなりては偏へに奴家よりして多くの人に浮目みするなれば、何ごとをも云はでとく覺悟にきはめ候ぞや、死すべきものは奴家なり、おん身はこれより忠兵衛殿と何方へも忍住み、夫婦とならせ給へかし。といふに、園女は頭をうちふり、などや人を恨みはべらん、おん身と忠兵衛殿との間は、奴家に納采を送り給はざるより前の妹脊なれば、是ぞ實の夫婦なり。さればいかにもして存命て、添いはて給ふぞ願はしけれと、互に死をぞ争へり。此時彦六二人を諫め、かゝる折からよしなきことを争ひ給はで、僕の言葉に隨ひ、忠兵衛どのゝ罪のゆりんことをはかり給へとありしかば、一人は喜びそは奈何なることにや、と



く聞えてよといそがし問へば、彦六言へりけるは、近頃東山殿の觸れ給ふは、世に少なる名器を獻るものには、重き賞を賜らんとなり。さる事あるに此香爐あるこそ幸なれ、これを東山殿へ獻り、賞のかはりに忠兵衛どの、命乞し給はゞ、必ずみゆるしあらん、園女主は此香爐の主なれば自ら獻り給へ、僕俱して都に登らん、忠三郎どのは、忠兵衛どのと梅川主を孫右衛門どのに對面せさし給へ。とあるにみな感じ喜び、其はからひに隨ひ、既に立別れんとする時、園女、叔父蕭七が屍を捨置くに忍びずと、人ふを頼み枯木を集めてこれを掩ひ、終に一ペんの煙とし、其白骨を集めつゝ都へ携へゆかんとす。忠兵衛、忠三郎の二人は敵ながらも、丑太が最期に善心となり、云聞えしこもあるを、不便のことにおもひ其屍をも茶毬の煙となしにけり。この

時既に天明になりしかば、互に後會を約しつゝ、忠三郎、忠兵衛、梅川を俱して、孫右衛門がもとにゆけば、彦六は園女を伴ひ、香爐と蕭七が白骨とを携へて都をさして上りけり。さてしも園女、彦六は程なく都に至りしかば、まづ蕭七がもとに行きて、白骨を出し桃尾にての體たらく詳に語り知らすに、渾家をはじめみな驚ろき嘆きけるが、斯くとも果べきならねば、泣く其白骨を送葬りしつゝ、跡ねんごろに弔ひけり。園女彦六は彼香爐をもて、東山殿に獻りし處に兼て聞及び給ふ名器なればことなく御感ありて、いかならんことをも乞へ此賞に賜らんとありしかば、二人は喜び、忠兵衛が人殺の罪科をみゆるし給へと願ふるに、利を放れて主夫が罪を償はんとする志を憐れとは覺せど、制を破らんことの難ければ、まづ大内家にそのことを命せ下し

給ひしに、彼八右衛門ことはひさしきより私欲横領しつること、且盜人丑太が子なること死したる後、その家を點檢するに及びしりつれば、たとへ忠兵衛に失なはれずとも、殺すべきほどのものなり。また忠兵衛事は當家に久しく出入するものなれば、願はくは其罪をみゆるしあれと、彼家より命乞ありしかば、八右衛門を殺せる罪ゆりつべけれど、松山を殺せることいかにや。と島原の者を召して其こと尋問せさし給ふに、その時の體を見しと云ふ人ありて、松山自ら池に轉び落ちて死たるよしを、詳に聞えあげしかば、忠兵衛が殺さるること明白になり、やがて其罪科免許ありしが、妙閑が囚はれも免され、島原の娼家へは梅川が身價を下し給ひぬ。こは園女名器を獻しかど、其價を稟けざるをもて、斯くは沙汰し給ひけるとぞ。かゝれば妙閑をはじめ、

園女、彦六が喜び譬ふるにものなく、ふかく感佩しつゝ三人うち連れ立ちて、大和國布留の、孫右衛門があとに赴きけり。さて這裡には忠三郎二人を伴ひ、孫右衛門がもとに至り、夫婦に對面し、古の花、丑太に奪れ妓女となり、梅川と名乗り、忠兵衛に馴れそめしことよりして、寂巖が始末、丑太を討ちたる事、其外園女、妙閑、彦六等が事に至るまで、細やかに語り聞え、忠兵衛、梅川をひきあはすに夫婦は只是死したる人の蘇生つるこゝちして、喜ことかぎりなし。こゝに忠三郎は母が墓に詣うで丑太を討ちしことを生きたる人に言ふごとく告げ聞え、悲嘆にくれつゝ母が靈を祭りぬ。さて人よは都の首尾はいかになりつるやと、その音問を待つ處に、忽ち妙閑、園女、彦六の三人打連れ来て、忠兵衛が罪科恩免ありしゆゑよしを告ぐるに、忠兵衛は更

なり、孫右衛門夫婦、梅川、忠三郎等が喜び云ふべくもなし。此時孫右衛門、忠兵衛に對ひて言出でけるは、這回そこの命助かりしことは、偏へに園女の覆庇によれば、今より園女をもて正室とし、我女兒をば妾とも看給へかしと言へりけるを、園女すゝみ出でて云ふ。梅川君は、奴家より前に夫婦の語らひをなし給へば、何とて奴家正室たるべきと辭むを、梅川も共にこれをすゝめ、互に譲りてやまざりしを、彦六云へりけるは、御二人とも地藏尊を信じ給へば、彼御佛の御闇を取りて定め給はんはいかにぞやとあるに、そは然るべくとやがて帶解寺へまふで、御闇をとるに、梅川正室となるべきにあたりしかば、日をト改めて婚縁を整ひけり。こゝに於て忠兵衛、梅川は取交したりし、撫牛と封じたるもの出し、忠兵衛云へりけるは、此牛の靈ありしこと數

回なれば、疎にすべきにあらず。それには似ず此封じたるものは、我身には二なき物と忠平が云ひ聞えしが、牛に劣りしこといと遠し、こはよしなきものにやらんと、封をおしきり披き看るに、前の足利殿より「父直兼に給ひたる御教書なり。その略にいふ、今回鎌倉の管領の翼として彼所に下すなり、今よりして彼を君とし給事すべし。たとへ都に敵対するほどのことありて、その罪に伏すとも、子孫に於て夢疎略あるべからず。後の證の爲この書を與へ置くとありしかば、斜ならず喜び人ふに語り、やがて東山殿へ御教書を奉り、忠兵衛おのれ直兼が子なることを聞え上げければ、かかる證ひあるからは捨置るべきにあらずと、大和國山邊郡において、三千貫の地を賜ひしかば、忠兵衛俄に武士となり、名も一色左近直道と名乗り、東山殿昵近の士

へなり、君の御覺も愛たく給仕し、さて彦六をば妙閑が子となさし、これを家宰にして家の事を司らしける。然るに梅川と園女と互に姫心なく、二人とも子ども數多出來、さて孫右衛門は忠三郎を子となして家を嗣がし、おのれ夫婦は世を樂しく老を養ひ、めでたく榮えける。かくなることも地藏尊の冥助によれりとて、多くの田園を寄附し、また彼撫牛は、梅川生涯身の守としつるとぞ。

漢書藝文志に曰く、小説出於稗官と、稗は稻に似て實細なり、稗官は世を治むるの官にはあらず、漢に稗官を立てしは、閭巷の風俗細碎の言を記さし、王者これを閲て、民の情を知り、世教の助とはしつるなり。後世正史にあらざるの書を、稗史と云ふことこれよりおこるなるべし。近世の小説、殆どこれに庶乎、諸子才にまかせ奇説珍詰を編述すること數本にして、各勸懲の意を述ぶれば、童蒙を導くの梯楷ならん歟。予が茲に戯編するがごときは、世にある所の稗史に比すべきにあらず、其意只書肆が責を防んことを要するのみにして、深く思を貯へざれば、勸懲の助あらずといへども、また淫奔の言を記さず、舊くより馬隸田夫等が膾炙することを、忠兵衛と、梅川とが事に翻案したる作り物語にして、婦女子の見易からんが爲に、俗言鄉談をもて綴

あはせ、一場の茶話に換へんとするのみ。此書を見るの諸君子、事  
艶語に文の固陋なるをばみゆるし給へと、再びここに贅するにこそ。

文化六己巳春題獨醒書屋東窓下

歐醜陳人

忠兵衛梅川  
赤繩奇縁傳 古の花双紙 総

昭和十一年一月十五日印刷  
昭和十一年一月二十日發行

繪入葵文庫

定價金五拾錢

大阪市西區轄中通二丁目九番地  
發行者 藤谷芳三郎

大阪市浪速區櫻川二丁目一〇五四  
印刷所 西川印刷所

坪内逍遙  
鑑選

發行所  
電話土佐堀三六一九  
振替大阪二七八五

藤谷崇文館

東京市神田區錦町一丁目九番地  
大阪市西區轄中通一丁目九番地

繪入葵文庫總目錄

|     |         |        |
|-----|---------|--------|
| 1.  | 松染情史秋七草 | (久松染)  |
| 2.  | 雙蝶記     | (餘五郎)  |
| 3.  | 三七全傳南柯夢 | (牛七勝)  |
| 4.  | 占夢南柯後記  | (牛七勝)  |
| 5.  | 八丈綺談    | (才三郎)  |
| 6.  | 古乃花双紙   | (忠兵川)  |
| 7.  | 旬殿實々記上  | (傳兵衛)  |
| 8.  | 旬殿實々記下  | (おしゆん) |
| 9.  | 阿波之鳴門   | (十郎兵衛) |
| 10. | 常夏草紙    | (清十郎)  |

(清十郎) 勝曲川亭春馬亭琴畫著  
 (十郎兵衛) 葛柳飾亭北種齋彥畫著  
 (忠兵衛) 歌曲川亭豐馬廣琴畫著  
 (傳兵衛) 歌曲川亭廣琴畫著  
 (才三郎) 蘭曲齊亭北馬廣琴畫著  
 (牛七勝) 葛曲飾亭北馬齊琴畫著  
 (牛三郎) 葛曲飾亭北馬齊琴畫著  
 (牛七勝) 歌曲川東京廣傳畫著  
 (牛七勝) 歌曲川亭豐京廣傳畫著  
 (牛七勝) 歌曲川亭豐馬廣琴畫著  
 (牛七勝) 歌曲川亭豐廣傳畫著  
 (牛七勝) 歌曲川亭豐馬廣琴畫著

終

